

※この用紙は見本です。詳しくは水素医療推進委員マニュアルの「日本先端医療財団から研究協力病院にお送りする契約書類」をご覧ください。

## 水素医療研究業務提携基本契約書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）と 一般財団法人 日本先端医療財団（以下、「乙」という）は以下の通り、水素医療研究業務提携基本契約（以下、「本契約」という）を締結した。

### 第 1 条（目的）

- 水素医療研究は、水素の医療への可能性を研究し、医療への貢献を目的とするものである。
- 甲、乙は、乙が定める水素発生機器（以下、「本製品」という）の研究素材、及び製品に付属する備品、その他の物品などを使用した水素医療研究（以下、「本業務」という）を滞りなく遂行する。

### 第 2 条（業務提携の対象）

本製品を使用した本業務に関わるすべての研究及び水素の普及を対象とする。

### 第 3 条（期間）

- 本業務の実施期間は契約締結日から3年間とする。ただし契約期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による異議がなされないときには、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。
- 本契約の終了（終了の事由を問わない）にもかかわらず、第1条（秘密保持）の効力は存続するものとする。

### 第 4 条（業務提携の責任範囲）

- 甲は、乙から、甲が本業務を遂行する過程で取得した各種データ（患者の体験データ〔血液検査結果、患部写真などを含み、これに限らない〕）その他研究データを含み、これに限らない（以下、「臨床データ」という）を提出するように求められた場合、これに応じるものとする。
- 乙は、前項により取得した臨床データを乙の水素医療を推進している関係会社などと共有し、第1条1項の目的の範囲内で利用することができるものとする。

### 第 5 条（レンタル）

- 甲は、乙が認定する「水素風呂リタライフ」（以下、リタライフという）及び「水素ガス生成器リタエアール」（以下、リタエアールという）について、乙の指定するレンタル管理会社（以下、管理会社という）とのレンタル契約を希望する顧客を紹介できるものとする。
- リタライフのレンタル契約方法は、別途管理会社と同顧客との間で締結するレンタル契約に基づき、同顧客が管理会社に対し、申込時にレンタル申込金として7,000円と、有料期間として月額3,500円のレンタル料を毎月支払うものとする。リタエアールのレンタル契約方法は、別途管理会社と同顧客との間で締結するレンタル契約に基づき、同顧客が管理会社に対し、申込時にレンタル申込金として9,000円と、有料期間として月額4,500円のレンタル料を毎月支払うものとする。

### 第 6 条（報酬）

甲は、管理会社のレンタル報酬支払条件に基づき、管理会社から次の報酬を受け取ることができるものとする。

- 新規紹介報酬（6,000円/台・1回のみ）  
甲の直接紹介の報酬として初回のみ6,000円を受け取ることができる。報酬の支払いはレンタル契約月の月末とする。
- 紹介報酬（月額1,000円/台）  
甲の直接紹介のレンタル顧客に対し、本製品のレンタル料から月額1,000円を受け取ることができる。管理会社は、上記報酬を各月毎に集計処理し、その合計金額が、5,000円を超えた月の翌月末にその金額から事務手数料500円を差し引いた額を甲の指定する銀行口座への振込送金の方法により支払うものとする。但し、管理会社はレンタル期間のうち、毎年有料期間1ヶ月目、5ヶ月目及び9ヶ月目分のレンタル料をレンタル事業請負管理料として取得し、この3ヶ月については、甲に対する上記報酬は支払われないものとする。

### 第 7 条（研究協力品）

- 乙は甲に研究素材として以下の製品（以下、「イ・ロ・ハ」という）よりいずれか1項を無償提供する。甲はイ・ロ・ハのいずれかを選択できるものとする。  
イ）水素風呂リタライフ ver.2

ロ）水素ガス生成器リタエアール

ハ）リタ水素デュアルボトル・リタ水素ハイドロゲンミスト・リタ水素サブリ・リタスキンレボリユーションゲル

- 甲は「イ・ロ・ハ」を受領後、甲の院内に展示・設置し、展示・設置完了後の院内場面を写真撮影し、写真を電子メール（アドレス：info@nsi-zaidan.com）に添付し提出するものとする。

### 第 8 条（臨床データの提出）

- 甲は、甲が直接紹介したレンタル顧客（最低3ヶ月以上レンタル契約をしている顧客）の臨床データまたは所見を、累計で5名分提出する毎に、第7条1項の「イ・ロ・ハ」よりいずれか1項を、甲は無償で受け取ることができるものとする。
- 但し前項は、累計5名の臨床データの提出に達した時点で発生し、最大で2回まで（累計10名の臨床データ提出分まで）受け取ることができるものとする。

### 第 9 条（その他製品）

本製品以外の製品を乙が取り扱う場合、乙は甲に対し、取引条件等を通知するものとする。

### 第 10 条（情報の交換）

- 甲及び乙は、本業務の遂行に必要な情報を相手方に関与するものとする。
- 甲、乙は、前項の規定により甲乙いずれの当事者から開示された情報は、本業務及び幅広い水素医療の発展を目的に使用するものとする。
- 乙は、乙のホームページや各媒体に甲の名称や情報を掲載できるものとする。

### 第 11 条（中間報告）

乙は甲に対し、本契約の有効期間中本業務の進捗状況について書面による報告を求められることができる。

### 第 12 条（秘密保持）

甲は、本業務の遂行のために乙から開示された資料、情報及び本業務の成果並びに本契約に関連して知り得た乙の技術上・経営上の一切の情報を、乙の書面による事前の承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- 乙から知得する以前にすでに所有していたもの。
- 乙から知得する以前にすでに公知のもの。
- 乙から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに知得したものを。

### 第 13 条（中途解約）

甲は、本契約及び本契約に付随する契約を中途解約する場合は乙に違約金300,000円を支払うものとする。

### 第 14 条（紛争解決）

甲、乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることで合意する。

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲



乙 大阪府大阪市北区豊崎2-7-5

一般財団法人 日本先端医療財団

代表理事 納藤 保